

「福岡県オフィス環境改善モデル事業 2025」業務委託
公募仕様書

1. 目的

本事業は、働きやすい職場環境の実現、職員のコミュニケーションの活性化、生産性の向上を図り、職員のモチベーションアップやイノベーションの創出を図ることを目的とする。

2. 業務名

「福岡県オフィス環境改善モデル事業 2025」業務委託

3. 委託期間の実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 履行場所

福岡県庁福岡県庁本庁舎7階 商工部新産業振興課、自動車・水素産業振興課、企業立地課執務室（福岡県福岡市博多区東公園7番7号）

5. 業務内容

（1）レイアウト変更計画の作成

- ・レイアウト図およびレイアウトの考え方
- ・新規調達物品一覧

を作成すること。

なお、作成にあたっては以下の条件に合った計画とすること。

1 対象エリア

① 新産業振興課と自動車・水素産業振興課と企業立地課の執務室内

ただし、新産業振興課と中小企業技術振興課の境界は現状より50cm縮小する。

※寸法や突起物など現地調査をするときは、事前に連絡の上、職員立ち合いの元実施すること。

② 自動車・水素産業振興課エリアはフリーアドレス化実施済みだが、レイアウトは変更することを前提とする。

③ 各課はパーティション等による厳密なエリア分けは不要。ただし、職員が業務を進めるうえで混乱しない程度のエリア分けを実施する。

2 対象職員数

課名	人数
新産業振興課	22 人
自動車・水素産業振興課	17 人
企業立地課	25 人

※若干名の増加の可能性あり。

3 導入する什器類

- ① 当方のレイアウト例に縛られず、予算の範囲内で柔軟な提案をすること。
- ② 予算の効率的な活用を図りつつ、目的を達成するレイアウトを提示すること。
- ③ 職員や来客の動線を考慮し、業務の効率化が図られるレイアウトを提示すること。
- ④ 予算の範囲内で下記の必須項目およびオプション項目の什器を設置・導入すること。オプション項目は、提案によっては導入する必要はない。
- ⑤ 既存の什器類の有効活用も可能。（事前に問い合わせること）
- ⑥ 本事業の対象課および新産業振興課と中小企業技術振興課の境界は圧迫感のある什器は配置せずに開放感を確保すること。

○ 必須項目

以下の項目は必須とする。ただし、既存の什器類により代替可能である場合は、その代替も含めた提案としてよい（既存什器の活用可否については、事前に問い合わせること）。

① フリーアドレス用業務机および椅子の設置

※机は自動車・水素産業振興課の既設置分を除き現状設備による代替不可

机は、1 席あたり 3 口以上（モニター用電源含む）のコンセント口を使用できるようにすること。

課名	席数
新産業振興課	24 席以上
自動車・水素産業振興課	(18 席)
企業立地課	26 席以上

椅子は原則新規品とするものの、提案によっては既設置分を使用することも可とする（自動車・水素産業振興課は既設置分を使用）。

② 荷物置きワゴンの設置

業務時間中に個人のカバンやロッカーから出したものを置くためのワゴン。フリーアドレス用業務机の下に収納できるようにすること。業務終了後は空にすることを前提にする。

③ ミーティングスペースの確保

以下の点を踏まえ、ミーティングスペースをできるだけ多く確保すること。

- a. 遮音性かつ遮視性に優れ、来客対応や Web 会議が可能な 6 人以上の会議スペースを 1 か所以上設置すること。

※ 机、椅子、モニター、Web 会議システムを設置すること。

- b. 遮音性かつ遮視性に配慮し、来客対応や Web 会議が可能な 6 人以上の会議スペースを 1 か所以上設置すること。

※ 机、椅子、モニター、Web 会議システムを設置すること。

- c. 6 人以上の会議スペースを a. b. 含めて 4 か所以上設置すること。

※ モニターの設置を検討すること。(オプション項目)

椅子は丸椅子も可。

- d. 遮音性に配慮し、4 人程度以上で Web 会議が可能な会議スペースを a. b. c. 以外に 1 つ以上設置すること。

※ モニター、Web 会議システムの設置を検討すること。(オプション項目)

椅子は丸椅子も可

- e. a. から d. 以外に簡易に打ち合わせができるエリアを設置すること。

※ 自動車・水素産業振興課に既設置の来客用兼 Web 会議用の什器の活用を想定

※ 自動車・水素産業振興に既設置の 6 人掛け昇降テーブル（モニター付き）の活用を想定

※ 企業立地課に既設置の大型モニターの活用が可能

④ キャビネット・個人用ロッカーの設置

各キャビネットの仕様は以下のとおり。

個人用ロッカー	PC、書類等保管用。ダイヤル錠などセキュリティ機能必要。 導線に配慮したうえで、各課のエリアにこだわらず設置可。
文書キャビネット	A4 ファイルが収納可能なもの。 天井高も可。 全面扉付きを1本設置すること。 扉なしのキャビネットは複数課で共用することも可
文具・Web 会議 PC 等共用品 収納棚	鍵付きの部分と引き出しの部分が混在するものを想定 (例：上部鍵付き、下部トレイ)

設置最低個数 ※（数）は既存品の数

課名	キャビネット	個数
新産業振興課	個人用ロッカー	28
	文書キャビネット（W90cm 換算）	21 段
	文具・Web 会議 PC 等共用品収納棚	1
	人事ファイル用キャビネット※既存品	(1)
自動車・水素産業振興課	個人用ロッカー ※原則、既存品を使用	(24)
	文書キャビネット（W90cm 換算）	16 段
	文具・Web 会議 PC 等共用品収納棚	1
	人事ファイル用キャビネット※既存品	(1)
企業立地課	個人用ロッカー	32
	文書キャビネット（W90cm 換算） ※うち最低1つは扉付き	24 段
	文具・Web 会議 PC 等共用品収納棚	1
	人事ファイル用キャビネット※既存品	(1)

⑤ 複合機の設置

各エリア 2 台ずつ設置する。将来的に各エリア 1 台とすることも視野に入れたレイアウトの提案も可とする。なお、複合機については発注者（県）が用意する。

⑥ テレビの設置

原則、既設置のテレビを使用。各課のエリア付近にテレビを設置。新規品の設置も可。なお、ケーブルの接続先が廊下側にある点を考慮すること。

⑦ 水屋・冷蔵庫等の設置

既設置のものも使用可。コミュニケーションが自然に発生する場所として新規品の設置や場所も各課の配置にこだわらず提案可。ただし、配置は電源容量に配慮すること。（コンセント位置の変更工事は発注者が実施する。電源容量の増加は不可。）

⑧ ハンガーラックの設置

各エリア、職員数のコートがかけられる幅のものを設置すること。
なお、冬用コート等丈のある衣類もかけられるよう留意すること。

⑨ 床の改善

現状破損やワックスの固着がある床に対して、導入する什器やコンセプトに合わせて床の改善を提案すること。

○ オプション項目

以下の項目は必須項目を満たしたうえで、可能な限り計画に含めること。

① 持ち運びバッグ（※重要度高）

個人用ロッカーに収納可能なバッグ。PC や個人用ファイル等を入れることを想定。

② 壁面の塗装（※重要度高）

自動車・水素産業振興課と同色で新産業振興課、企業立地課の壁面を塗装。

③ PHS 充電器スペースの提案

PHS は庁外には持ち出さない仕様であり、現在、個人ロッカー上に充電器を配置している。ケーブルが煩雑になっており見栄えが悪いため、効率的な使用・保管方法の提案をすること。

④ その他効果的な施策

目的を達成するために効果的な施策があれば提案に含めること。必須項目に記載の内容を変更し改善するような提案も積極的に行うこと（例：1人用 Web 会議スペースや職員が気軽に話ができ、仕事もできるカウンターの設置等）

（２）物品の調達・搬入・設置・撤去・処分・その他工事

新規に調達する物品の最終的な仕様・数量は、優先交渉権者と協議のうえ決定する。

搬入、設置及び工事は委託期間中の土曜日・日曜日・祝日及びその前日の 18 時以降とし、事前に県の承諾を得ること。作業日が複数週になる場合は、開庁日に職員が最低限の執務ができるスペースを確保すること。

不要となる既存什器の移動は搬入、設置前の平日日中に本庁舎地下に移動することになるが、移動可能日及び移動可能量は移動日の 1, 2 週間前に明らかになるため、発注者と協議の上、契約額の範囲内で対応すること。

撤去・処分を行う場合は、関係法令に従い適正に撤去・処分を行うこと。

6. 履行期限

令和 7 年 3 月 31 日

7. その他

（１）秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密事項として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

（２）個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 27 日福岡県条例第 57 号）を遵守しなければならない

（３）再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により福岡県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

（４）その他

本委託事業に関する詳細な仕様および本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じる場合は、両者協議により業務を進めるものとする。